

大西小ハリケーンサッカー部

規 約



2020年7月改定

大西小ハリケーンサッカー部規約

第1条 名称構成

本部は大西小ハリケーンと称し、練馬区大泉西小学校の児童、特に本部で許可を受けた他校の児童及び幼児、その保護者及び指導者をもって構成する。

第2条 目的

本部は、児童の健全育成を図ると共に、サッカーの技術向上及び部員相互の親睦を目的とする。

第3条 活動場所

本部の活動場所は練馬区立大泉西小学校（練馬区西大泉4丁目25番地1号）を基本とする。

第4条 活動

本部は、前項の目的を達成するために次のことを行う。

- (イ) サッカーの技術向上のための練習および公式戦へ参加する。
- (ロ) 対外試合を行う。
- (ハ) サッカーを通じたレクリエーション活動

第5条 保護者会

代表は必要に応じて招集することができる。

第6条 指導者

- (イ) 指導者は、代表1名・監督1名・コーチ若干名とする。
- (ロ) 代表に事故があるときは、監督がこれを代理する。

第7条 入部・保険

- (イ) 部に入部しようとする児童及び幼児の保護者は、入部申込書に署名・捺印のうえ、代表の承認を受けなければならない。
- (ロ) 部の入部者は全員「スポーツ安全協会傷害保険」に加入しなければならない。
- (ハ) 指導者の監督下にある部員が事故にあった場合、部員及び部員の保護者は、上記保険に対する他、代表・監督・コーチに損害賠償を求めることができない。

第8条 部費

- (イ) 部員は、部の活動費として毎月次の部費を部に納めなければならない。
- (ロ) 月の中途入部者にあつて、その月に練習日が1/2以上ある場合は部費の全額を徴し、1/2に達しない場合は半額を徴収する。
- (ハ) 月の中途に休部・退部の者の部費は返納しない。
- (ニ) サッカー協会個人登録料、保険料及び遠征費等特定の部員に要する費用については別途徴収することができる。

- ① 年長から2年生 月額3,500円
- ② 3年生から6年生 月額4,500円
- ③ サッカー協会選手登録費 年額1,000円
- ④ スポーツ保険料 年額800円

第9条 休部

- (イ) 部員は代表に申告・相談のうえ、書面で告げることによって、任意に休部することができる。
- (ロ) 休部期間中の部費は免除する。

第10条 退部

- (イ) 部員は代表に申告・相談のうえ、書面で告げることによって、任意に退部することができるが、その際に部費その他の返却を求めることはできない。
- (ロ) 部員が公共良俗に反し、部に規律を乱すことがあるとき、代表・監督・コーチは協議の上、退部させることができる。

第11条 その他

- (イ) 保護者は、練習及び試合に際し必要に応じ協力する。
- (ロ) 本規約にない事項については、代表・監督・コーチの協議により決めることができる。
- (ハ) 部の運営に必要な資格等の取得・継続更新にかかる費用については、部からその費用を負担する事とする。

(2020年7月改定)